

(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業環境影響評価準備書
について

本事業は、会津若松市湊町地内の背炙山の尾根上約 184 ヘクタールの対象事業実施区域内に、ローター直径最大約 170 メートル、全高最大約 200 メートルの風力発電機を最大 6 基設置し、出力が最大 20,000 キロワットの風力発電所を整備する計画である。

対象事業実施区域の北側では 1 件の風力発電所が稼働中で、さらに、北側及び南側では、それぞれ新たな風力発電所の整備が計画されている。

本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項等に対応すること。

1 総括的事項

- (1) 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」(資源エネルギー庁)や、本年 4 月に施行される改正再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、新たに策定されるガイドライン(資源エネルギー庁)を踏まえ、関係市町村や住民等、関係者に対して丁寧な説明を行うなど、適切なコミュニケーションにより、合意形成を図るとともに、住民との協議事項や説明会等の内容について透明性の確保に努めること。

また、住民説明会及び縦覧等で寄せられた意見や要望に対して誠意をもって対応するほか、今後の事業計画などにより、関係者に不利益が生ずる恐れがある場合には、速やかに報告するとともに、その不利益の回避や説明会開催などにより不安の払しょくに努めること。

- (2) 対象事業実施区域の周辺においては、稼働中や計画中の風力発電所が複数あり、供用後に風力発電機から発生する騒音、低周波音及び影並びに鳥類への影響など多方面で累積的な影響が懸念されることから、既存の発電事業所に関する情報や環境影響評価図書等の公開情報の収集、当該事業者との情報交換等に努め、他の風力発電事業との累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うとともに、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置計画等の事業計画の見直しを行うこと。

なお、周辺事業の計画が確定していない時点でも公開情報を元に影響区域を選定し、影響が及ぶ可能性が高い区域を除外する、調査地点を追加する等の措置を講じること。

また、対象事業実施区域周辺において、今後新たに風力発電所の整備が計画されることとなった場合には、改めて累積的な環境影響について評価を行うこと。

- (3) 温泉、地下水脈、野生生物及び景観等への影響について生活環境及び自然環境への影響が懸念される事項を十分に精査し、関係自治体及び地域住民の意見や専門家等の助言を踏まえ、適切かつ慎重に環境影響評価を実施するとともに、その評価結果を踏まえた適切な事業計画となるよう検討し、評価書で示すこと。
- (4) 準備書における環境影響評価結果の根拠やその根拠となる情報が明確となるよう、調査における現地の状況、調査・判断の基準、評価に至ったプロセス等を評価書に記載すること。
- また、環境影響評価に定性的な手法を用いる場合は、その理由についても示すこと。

2 個別的事項

(1) 大気環境について

対象事業実施区域への資材搬出入の際には、会津若松市内又は対象事業実施区域周辺の集落を通過することから、建設機械や輸送車両から発生する窒素酸化物、粉じん等が周辺住居等の生活環境に支障を及ぼさないよう配慮すること。

また、工事時間は早朝及び深夜等を避け、周辺住民の生活環境に影響が生じないよう配慮すること。

(2) 水環境について

ア 下流側に水道水源等として利用されている猪苗代湖、東山ダム及び吉ヶ平ダムが存在することから、沈砂池の設置やのり面への植生吹き付け等の濁水防止措置等、対象事業実施に伴う工事中を含めた水源への影響の低減措置について検討し、評価書に具体的に記載すること。

イ 対象事業実施区域周辺には、地下水又は湧水を生活用水として利用している地区が存在していることから、地下水については文献調査のみならず、水質等の環境影響調査を実施することとし、その結果について評価書に記載すること。

また、地区住民に対して、生活用水の利用に支障が生じた場合の対応も含めて丁寧に説明を行い、理解を得た上で事業を進めること。

ウ 対象事業の実施に伴う濁水の影響について、定性的な評価に留まっていることから、通常の降雨時と集中豪雨時との比較や、放流口から河川までの土壌の浸透能力等を考慮した濁水到達距離を評価し、その結果を評価書に併記すること。

また、工事に伴う水環境への影響を確認するため、工事中及び事後についても調査を実施し、その結果を評価書に記載し、公表すること。

エ 対象事業の実施に当たっては、森林伐採や土地の形質変更などにより、水質への影響を及ぼさないよう、万全の対応を講じることとし、その内容を評価書に記載すること。

オ 雨水を土壌浸透させる計画であることから、濁水防止設備及び排水設備の構造、位置等を評価書に記載すること。

また、評価書に記載した措置に関する供用後の事後モニタリング等の維持管理方法についても、あわせて記載すること。

(3) 地形及び地質について

ア 対象事業実施区域には土石流危険渓流に当たる区域が含まれ、周辺には土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域も存在することから、造成等の施工による一時的な場合も含め、土地の改変等による下流域への土砂災害等の発生を回避するよう配慮することとし、その内容を評価書に記載すること。

イ 土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区集水区域に風力発電機を設置する計画のため、対象事業実施区域内におけるボーリング調査結果等を実施し、地盤の安定性の評価を行うとともに、評価結果を踏まえた風力発電機配置・設計を検討すること。また、その結果を評価書に記載すること。

ウ 対象事業実施区域内には地すべり地形が存在することから、供用後も含めた改変区域の地すべり等の継続的な監視について検討し、その結果を評価書に記載すること。

(4) 風車の影について

ア 風力発電機の影の影響は個人差があるため、発電所の供用に伴い、周辺住民の生活環境への影響が明らかとなった場合は、必要に応じて、住宅に遮光カーテン等の設置及び運転制限をかける等の追加の環境保全措置を講じること。

イ 環境影響調査の結果、対象事業実施区域東側の西山地点で、当事業による影の影響が及ぶ時間が年間 40 時間を超えると予想されることから、準備書で環境保全措置として提示されているとおり、風力発電機を当該地点から離隔距離を取った配置に変更し、影響が及ばないようにするよう配慮し、評価書に記載すること。

(5) 動植物・生態系について

ア 対象事業実施区域は林野庁が設定した「会津山地緑の回廊」に該当する区域が含まれているほか、環境省が示した「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ」の「注意喚起レベル A3」に該当しているなど、生物多様性の保全に重要な区域であることから、当該区域として選定した理由を評価書に記載すること。

イ 対象事業実施区域は文献調査により特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるヤマネ・イヌワシなどの希少野生動植物の生息域ともされており、野生生物の各分野（鳥類、両生類など）の専門家や、周辺で鳥類等の観察を行っている個人及び団体に対し、ヒアリング等を実施し、準備書に掲げる評価結果について、調査時期や調査方法等も含めた観点から確認を行うとともに、必要に応じて追加調査を実施し、一連の結果を評価書に記載すること。

また、工事中及び施設の供用開始後にあっては、希少野生動植物への影響が最小限となるよう配慮すること。

ウ 対象事業実施区域の内側やその周辺における鳥類の調査地点の設定、対象事業実施区域の周辺で稼働中又は計画中の風力発電事業と当事業との累積的な影響調査について、準備書の内容では不足があることから、専門家の意見等を踏まえて追加調査を行い、その結果を評価書に記載すること。

エ 準備書では、猛禽類等の環境影響評価に必要な鳥類の内部行動等の情報が示されていないこと、鳥類の生息調査日数に偏りがあり、衝突確率計算に支障が生じる恐れがあることから、鳥類の行動圏の内部行動の解析結果や、その把握のための各メッシュの調査時間等を空間的に明示するなど、再度準備書の記載内容について精査するとともに、必要に応じて影響評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

オ 対象事業の実施に伴うバードストライクの影響を低減するため、専門家等の意見を聴きつつ、鳥類が風力発電機の敷地に接近することを抑制するための措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

(6) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場について

ア 対象事業実施区域周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場である「会津東山自然休養林」、「猪苗代湖」等が位置することから、風力発電機の設置により景観を損なわないよう、風力発電機の塗色を難視認性のものとするなど景観影響の低減を図ることを検討し、その結果を評価書に記載すること。

また、景観予測結果を住民説明会で周知する等により、住民への理解を得るよう努めること。

なお、フォトモンタージュによる予測図は、実際に視認した際の印象と異なる可能性があることから、その点についても十分に配慮すること。

イ 写真の撮影地点及び周辺の概況によって風力発電機の視認状況は大きく異なることから、評価書にはフォトモンタージュに用いた写真の撮影地点を示すこと。

また、環境影響評価書手続き前に、地元住民及び関係市町村等に詳細な撮影地点を示した上で、景観影響について説明し、必要に応じて追加調査を検討すること。

(7) 放射線の量について

対象事業実施区域は、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る汚染状況重点調査地域には該当しないが、本事業計画の実施に先立ち、改めて発電機設置想定範囲や資材搬入用道路等の複数地点において放射線量（空間線量及び表面土壌の放射能濃度）の測定を実施して、施工上の安全を確認すること。

また、長期にわたる施設の供用に伴い、沈砂池に放射能濃度が高い土砂が堆積するおそれがあることから、堆積土砂の放射能濃度のモニタリング方法及び処理方法を検討し、その結果を評価書に記載すること。

3 その他の事項

- (1) 森林において伐採及び開発する場合、森林が持つ水源涵養機能、土砂流出防止機能等に影響が及ばないように、最小限の開発に留めるとともに、森林法を所管する関係機関と協議を行うこと。

また、開発内容によっては、森林法以外の法律が該当する場合もあるので、その場合においても関係機関と協議を行うこと。

- (2) 事業計画確定後に都市計画法及び建築基準法等を所管する関係機関と土地利用計画及び建築計画等を示した上で協議を行い、必要な手続きを行うこと。
- (3) 電線管路を市道敷や法定外道路に埋設する際は、ルート、構造等について関係機関と協議を行うとともに、関係者に周知を図ること。
- (4) 当該施設の建設に係る行為（搬入路の整備を含む）は、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の対象となる可能性があることから、今後指定される予定の法の規制区域内での事業となった場合許可内容等を確認し、関係機関と調整のうえ必要な手続きを行ってください。
- (5) 準備書に記載している「西田連柵跡」は「西田面柵跡」の誤りとみられることから、確認の上修正すること。
- (6) 対象事業実施区域が広大なため、未だ発見されていない埋蔵文化財包蔵地がある可能性があり、工事中に遺跡が発見された場合、文化財保護法に基づく工事の中断や保存のための協議等を行う必要が生じることから、埋蔵文化財の分布調査の実施について、会津若松市教育委員会と協議すること。
- また、開発中に遺物や遺構が発見された場合には、文化財保護法に基づき、遅滞なく会津若松市教育委員会に連絡し、協議すること。
- (7) 対象事業実施区域周辺に位置し、準備書の水質調査及び魚類調査の調査地点となっている湯川及び大清水川は、それぞれ会津非出資漁業協同組合、猪苗代・秋元非出資漁業協同組合に対して、漁業法にもとづく第五種共同漁業権が設定されていることから、水質調査及び魚類調査の結果を当該漁業協同組合に対して周知すること。